

定 款

日清オイリオグループ株式会社

日清オイリオグループ株式会社定款

第 1 章 総 則

- (商 号)
- 第1条 当会社は、日清オイリオグループ株式会社と称し、英文では、The Nisshin Oil Group, Ltd. と表示する。
- (目 的)
- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 油脂類および油粕類の製造ならびに加工
 2. 各種食品、飼料、肥料および化学製品の製造ならびに加工
 3. 医薬品、医薬部外品、医療用具、動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療用具、化粧品および香粧品の製造ならびに加工
 4. 水産物の養殖および加工ならびに農畜産物の加工
 5. 前各号の商品および穀類、種子類の売買、委託売買、輸出入ならびにこれらに関する代理業、受託調査、コンサルティング業務
 6. 第1号、第2号、第3号、第4号に関する機器、装置、設備の設計、施工、製作、運転、保守、リース、レンタル、斡旋および売買ならびに技術指導
 7. 園芸用種苗・資材・機材等の製造、販売および緑化、造園事業
 8. 飲食店、スポーツ施設、文化教室、遊戯場等の娯楽施設、宿泊施設、観光施設、駐車場および洗車場の経営
 9. 飲料品、酒類、煙草、運動用品、書籍および日用品雑貨の販売
 10. 毒物および劇物の販売
 11. 情報処理・提供およびこれらに関するソフトウェアの開発ならびに販売
 12. 企業経営に関する指導・助言
 13. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
 14. 旅行業および旅客自動車運送事業
 15. 印刷業および出版業
 16. 金銭貸付、金銭貸借の媒介・保証および集金代行ならびに信用調査
 17. 電子計算機器、事務用機器、通信用機器、家庭用電気機器、教育用機器および自動車のリース、レンタル、斡旋、販売
 18. 土木建築工事の請負および設計監理
 19. 各種包装事業
 20. 貨物自動車運送事業、海上運送事業、港湾運送事業およびその運送取扱業
 21. 通関業
 22. 倉庫業
 23. 不動産の賃貸借、売買、管理、仲介および鑑定
 24. 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
 25. 広告代理業
 26. 産業廃棄物処理業
 27. 前各号に付帯関連する事業
- (本店の所在地)
- 第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。
- (機 関)
- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
 2. 監査役
 3. 監査役会
 4. 会計監査人
- (公告方法)
- 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

- (発行可能株式総数)
- 第6条 当会社の発行可能株式総数は、7,767万株とする。
- (自己の株式の取得)
- 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
- (単元株式数)
- 第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。
- (単元未満株式についての権利)
- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 4. 次条に定める請求をする権利

- (単元未満株式の買増し)
- 第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
- (株主名簿管理人)
- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。
- (株式取扱規程)
- 第12条 当会社の株式に関する取扱い、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
- (基準日)
- 第13条 当会社は、本定款に定めるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

- (招 集)
- 第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。
(定時株主総会の基準日)
- 第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
(招集権者および議長)
- 第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
- (電子提供措置等)
- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書類に記載しないことができる。
- (決議の方法)
- 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
(議決権の代理行使)
- 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

- (員 数)
- 第20条 当会社に取り締役員20名以内を置く。
- (選 任)
- 第21条 取締役は、株主総会において選任する。
取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- (任 期)
- 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(代表取締役および役付取締役)
- 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。
- (招 集)
- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
- (取締役会の決議の省略)
- 第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役会規程)
- 第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
(社外取締役との間の責任限定契約)
- 第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、

500万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

- (員 数)
第28条 当会社は監査役 4 名以内を置く。
(選 任)
第29条 監査役は、株主総会において選任する。
監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(任 期)
第30条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(常勤の監査役)
第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
(招 集)
第32条 監査役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
(監査役会規程)
第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
(社外監査役との間の責任限定契約)
第34条 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

- (事業年度)
第35条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までの 1 年とする。
(剰余金の配当の基準日)
第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月31日とする。
(中間配当の基準日)
第37条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月30日を基準日として中間配当をすることができる。
(配当の除斥期間)
第38条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から起算して満 5 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

1907年 2 月22日制定	1941年 9 月 8 日改訂	1955年11月28日改訂	1984年 6 月29日改訂	2004年 7 月 1 日改訂
1909年10月29日改訂	1942年 9 月11日改訂	1956年11月28日改訂	1987年 6 月26日改訂	2005年 6 月28日改訂
1912年 6 月18日改訂	1943年 5 月21日改訂	1959年 5 月29日改訂	1991年 6 月27日改訂	2006年 6 月28日改訂
1914年 7 月28日改訂	1944年11月28日改訂	1961年11月28日改訂	1994年 6 月29日改訂	2007年 6 月27日改訂
1918年 5 月20日改訂	1949年 4 月20日改訂	1962年11月28日改訂	1995年 6 月29日改訂	2008年 6 月26日改訂
1919年 5 月23日改訂	1949年 9 月24日改訂	1963年 5 月30日改訂	1998年 6 月26日改訂	2009年 6 月25日改訂
1920年 5 月27日改訂	1950年 5 月25日改訂	1964年 5 月29日改訂	2000年 6 月29日改訂	2011年 6 月28日改訂
1920年 7 月27日改訂	1951年 2 月 6 日改訂	1966年 5 月28日改訂	2002年 2 月28日改訂	2017年 6 月23日改訂
1926年 9 月11日改訂	1951年11月29日改訂	1967年 5 月30日改訂	2002年 6 月27日改訂	2017年10月 1 日改訂
1932年10月18日改訂	1953年 5 月29日改訂	1974年11月29日改訂	2002年10月 1 日改訂	2022年 6 月24日改訂
1938年 9 月10日改訂	1954年 5 月29日改訂	1975年 5 月30日改訂	2003年 6 月27日改訂	
1940年 9 月11日改訂	1954年11月29日改訂	1982年 6 月29日改訂	2004年 6 月29日改訂	